

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による、a平成29年11月27日付けで平成28年9月1日から平成29年9月20日までの間における日本における入院日等（入院日及び通院日をいう。以下同じ。）以外の日について休業補償給付を支給しない旨の処分（労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の決定により取り消されたA国における通院日についての処分に係る部分を除く。）、b平成29年11月27日付けで同年9月21日から同年10月21日までの間における入院日等以外の日について休業補償給付を支給しない旨の処分、及びc平成30年4月6日付けで平成29年11月26日から同年12月30日までの間の通院日以外の日について休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成25年12月1日、B所在のC会社に雇用され、塗装業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成28年3月3日、新築現場塗装工事中に一階玄関土間部分で足を踏み外し、右下腿を負傷した（以下「本件負傷」という。）。請求人は、同日、D医療機関に受診後、同日のうちにE医療機関に転医し、同医療機関において、「右下腿骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同月5日、髄内固定術（骨折部位の骨髄内に釘を挿入し上下に数本のネジでしっかり固定する手術）を施行され、同月19日まで入院加療した。その後、複数の医療機関において加療を受けたところ、平成29年1月1日以降は軽作業をすることは可能とされ、同年10月11日、内固定抜去手術を施行し、同年12月30日、E医療機関において症状固定とされた。

なお、請求人によると、平成28年9月9日から平成29年8月29日まで、A国に帰国し、加療を続けていたという。このため、当初は平成28年9月に予定さ

れていた上記の内固定抜去手術は施行されないまま1年が経過し、同手術の施行時期が上記のとおりとなったという。

- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求するとともに、平成28年3月3日から同年8月31日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、これらを支給する旨の処分をした。

請求人は、後続請求として、①平成28年9月1日から平成29年9月20日、②同月21日から同年10月21日、③同月22日から同年11月25日、④同月26日から同年12月30日までの間の休業補償給付について、それぞれ請求した。これに対し、監督署長は、①の請求のうち、平成28年9月1日から同年12月31日までの間（以下「平成28年内期間」という。）については、療養のため軽作業を含む労働をすることができなかつたとして全期間にわたり休業補償給付を支給し、平成28年内期間以外の期間については、主治医が平成29年1月1日以降は軽作業とすることは可能であるとの所見を述べたことを理由として、日本における入院日等については休業補償給付を支給し、その余の日についてはこれを支給しない旨の処分を、②の請求については、主治医の上記所見を理由として、請求人が通院に要した3日間及び内固定抜去手術を受けるために入院した平成29年10月10日から同月21日までの12日間の合計15日については休業補償給付を支給し、その余の日についてはこれを支給しない旨の処分を、③の請求については、入院して上記内固定抜去手術を受けた後、おおむね平成29年11月中は休業が必要であったとして全期間にわたり休業補償給付を支給する旨の処分を、④の請求については、主治医の上記所見を理由として、通院日については休業補償給付を支給し、その余の日についてはこれを支給しない旨の処分をした。

- 4 請求人は、①、②及び④の請求に係る処分のうち、不支給とされた部分について、審査官に対し、各々審査請求（以下「本件各審査請求」という。）をした。審査官は、本件各審査請求について、併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法第14条の2の規定により本件各審査請求を併合した上で、平成30年10月29日付けで、前記3の②及び④の請求については棄却したが、前記3の①の請求のうち平成28年内期間以外の期間について、A国における通院日についても休業補償給付を支給するのが相当であるとして、日

本における入院日等並びにA国における通院日を、療養のため労働することができなかつた日と認め、日本における入院日等を除き休業補償給付を支給しないとした処分を一部取り消して、その余の請求については棄却したため、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

本件は、請求人が、本件各処分のうち審査官の決定により取り消されたA国における通院日についての処分を除く部分に係る処分を不服として、同通院日以外の部分に係る同処分の取消しを求める事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人が請求した休業補償給付のうち、①平成28年9月1日から同年9月20日までの間における日本における入院日等以外の日についての休業補償給付（A国における通院日に係る部分を除く）、②同月21日から同年10月21日までの間における入院日等以外の日についての休業補償給付、及び③同年11月26日から同年12月30日までの間の通院日以外の日についての休業補償給付をいずれも支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の主張について、以下検討する。

(2) 労働者災害補償保険法における休業補償給付の支給要件については、同法第14条第1項において「業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができない」とされ、この場合、一般的にいかなる労働をすることもできないことを意味するものであって、その労働者が負傷し、又は疾病にかかる直前に従事していた労働をすることができない場合のみを意味するものではなく、治癒

の前であっても軽作業をすることが可能であれば、労働することができない場合には該当しないと解されている。

(3) そこで、このような観点から本件についてみると、次のとおりである。

ア F医師は、請求人の症状の程度について、平成29年10月20日付け意見書で、「平成29年1月以降は軽作業は可能と考える。ただし、重量物を持つような作業は控えた方がよい。」旨の意見を述べ、平成30年3月29日付け意見書で、「平成29年11月26日から同年12月31日までの期間において、軽作業は可能である。」旨の意見を述べている。

イ 請求人がA国に帰国していた期間中に診察を受けていた同国内の医療機関が作成したとみられる書類（以下「請求人提出書類」という。）には、請求人の状態について、「**Bed Rest for 3 months**（3か月間ベッドにて療養）」などの記載がなされている。

この点、G医師は、平成30年10月11日の面談録取書において、「請求人提出書類を見る限り、請求人は、整形外科を受診し、痛み止めの処方を受けていたと認められる。請求人が、A国に帰国する前に下腿骨を骨折し、手術していることを考えると、同国内の医療機関に通院していたと考えても差し支えないと思うが、負傷から約6か月経過していることを考えると、治療していたというより痛みの訴えに対する薬の処方くらいだったと思う。」旨の意見を述べている。

(4) これらの事情からすると、F医師が、前記(3)アのとおり意見を述べたことは妥当である。前記(3)イの請求人提出書類における記載についても、G医師の意見を勘案すれば、請求人がA国に帰国していた期間中に、療養のため一般的にいかなる労働をすることもできなかつたと明確に示すものではない。

そうすると、当審査会としても、決定書に説示のとおり、F医師の意見は妥当であり、請求人は、休業補償給付を請求した期間のうち、平成29年1月1日以降は、療養のためいかなる労働をすることもできない状態にあったとは認めることはできず、入院日等についてのみ休業補償給付を支給するとした本件各処分は妥当であると判断する。

(5) なお、請求人は、F医師が、請求人は平成29年12月30日をもって治癒したと判断したことに不信感を抱いている旨を述べる。そこでこの点について検討すると、労災保険における治癒とは、症状が残っていてもそれが安定しても

はや治療効果が期待できず、療養の余地がなくなった場合（症状固定）をも含むと解されるところ、治癒とされる直前のE医療機関の診療録をみると、本件負傷直後の平成28年3月5日に施行された髄内固定術により請求人の体内に挿入された異物は、平成29年10月11日に除去され、その後、請求人に対して行われている治療内容は理学療法や鎮痛剤等の投与に限られており、治療による治療効果が期待し難い状態になっていたことが認められるから、当審査会としても、決定書に説示するとおり、請求人は、平成29年12月30日をもって治癒（症状固定）したとするF医師の意見は妥当であると判断する。

3 結 論

よって、本件各処分（審査官の決定により取り消されたA国における通院日についての処分に係る部分を除く。）は妥当であって、これを取り消すべき理由はなから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月3日